

令和 8 年 4 月 1 日

結核と診断された市民の皆様へ

神戸市健康局保健所

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に基づく結核登録患者・潜在性結核感染症患者の発生動向調査及び疫学分析について

神戸市は、感染症法のもと厚生労働省から示されている結核に関する特定感染症予防指針（以下予防指針）のもと、神戸市結核予防計画 2020（以下予防計画）を作成し、2016 年には 18.6 である神戸市の結核罹患率（1 年間に新規に発生した結核患者の人口 10 万人に対する割合）を 2020 年までに 17 未満に低減させることを基本目標に掲げ、神戸市保健所及び各保健センター職員全員で日々、努力してまいりました。2020 年コロナ禍において業務が逼迫するなか、2020 年の罹患率は 13.2 と目標数値を達成しました。2024 年、罹患率の高い国からの留学生がさらに増加し、外国生まれの結核患者も増加しています。生活習慣や医療事情の異なる状況で結核を発症する人たちの服薬支援を行って治療完遂につなぎ、周囲への感染を防止し、日本生まれの患者への支援も継続し、罹患率が再度上昇することのないよう、「神戸市予防計画 2020」の方針に則り結核感染拡大防止に努めてまいります。

予防指針の第一には原因の究明と掲げられ、基本的考え方に「結核に関する情報の収集及び分析並びに公表を進めることが重要である。」とあります。これを受け、本市予防計画に「原因の究明・情報の精度保証」を掲げ、疫学情報を分析し、結核対策に役立てるよう努力しております。その一環として、分析結果の一部を学会・研究会等で口頭または文書で発表することがありますので、その概要を公開いたします。

1. 課題

神戸市の結核登録患者・潜在性結核感染症患者の実地疫学的及び分子疫学的調査・分析

2. 目的

2020 年までに神戸市の結核罹患率(1年間に新規に発生した結核患者の人口 10 万人に対する割合)を 17 未満に低減させるという目標を達成したうえで、さらに神戸市の結核患者を一人でも多く減らすことが目的です。

感染症法第 15 条に基づき、積極的疫学調査(実地疫学・分子疫学調査)及びその分析により、神戸市の結核の現状を踏まえ、より有効な結核対策を実施しています。その一環として、結核の多様な疫学情報・画像所見等を臨床現場の医師に情報提供して早期診断・早期治療につなげ、神戸市の結核患者の減少をめざします。市民の皆様にも神戸市の結核の現状と結核という病気について知っていただき、早期診断・早期治療につなげ、病気になっても早く治るように、また新たな感染を生み出さないようにすることが目的です。

3. 対象

平成 17 年～令和 8 年の神戸市の結核登録患者・潜在性結核感染症患者

4. 方法

対象者のうち、胸部 CT 画像上、気管支透亮像を伴う浸潤影がみられる人について、画像から氏名等の個人を識別しうる情報を消去して画像の性状・分布・経過などを詳しく検討します。年代や合併症の有無などの臨床情報も個人を識別しうる情報を含まないで検討します。

実地疫学的情報について、出生国別、職業別、年代別の分析を行います。

また、症例報告、事例報告について、個人を識別しうる情報を消去して報告を行います。

5. 個人情報の保護

氏名等の個人を識別しうる情報は、解析用データには含まれないため、個人情報を分析に用いることはありません。CT などの X 線画像も個人を識別しうる情報は消去して使用します。学会発表などの際に、個人情報が公開されることはありません。

6. 分析に用いる情報の種類

法に基づく発生届や入退院届、医療費公費負担申請時の情報に加え、法第15条に基づく積極的疫学調査(実地疫学・分子疫学)で得た情報を使用します。

7. 予定期間

平成 30 年 2 月 6 日(倫理委員会承認日)から令和 9 年 3 月 31 日

8. 組織

(1)実施責任者

神戸市健康局保健所 藤山理世

(2)共同研究者

神戸市健康局保健所 楠 信也 南谷千絵 坂口 香

神戸市健康科学研究所 岩本朋忠 有川健太郎

9. お問い合わせ先

本分析に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。本分析は感染症法に基づく発生動向調査の一環であり、その結果を公表することにより、結核患者を減少させる対策に役立てる主旨のものです。ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

連絡先:神戸市健康局保健所 藤山理世

住所 神戸市中央区加納町 6-5-1

電話 078-322-6790